

産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住所 愛知県名古屋市北区六が池町555番地
 氏名 朝日金属株式会社
 代表取締役 桑原 由行

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 一見 勝之

許可の年月日 令和4年11月18日

許可の有効年月日 令和11年11月17日

1. 事業の範囲

(積替え・保管を含む。)

取り扱う産業廃棄物の種類

廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く。)、金属くず、
 ガラスくず等(石綿含有産業廃棄物を除く。)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。) 以上3種類
 (積替え・保管を除く。)

取り扱う産業廃棄物の種類

汚泥(水銀含有ばいじん等を除く。)、廃油、廃酸(水銀含有ばいじん等を除く。)、
 廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を除く。)、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、
 紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、ガラスくず等(石綿含有産業廃棄物を含む。)、
 鉍さい(水銀含有ばいじん等を除く。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。) 以上12種類

※ガラスくず等とは、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築、又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず」をいう。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限る。)

所在地及び面積 三重県四日市市昌栄町2770番地、2771番地1 300.50㎡

産業廃棄物の種類	積替えのための保管上限	積み上げることができる高さ
廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く。)、金属くず、 ガラスくず等(石綿含有産業廃棄物を除く。) (上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。) 以上3種類	160.00㎡	— (屋内)
廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く。)、金属くず、 ガラスくず等(石綿含有産業廃棄物を除く。) (上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。) 以上3種類	2.4㎡	

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成元年 4月20日	新規許可	平成16年 4月20日	更新許可
平成6年 4月20日	更新許可	平成21年 4月20日	更新許可
平成9年12月19日	変更許可	平成26年 4月20日	更新許可
平成10年 8月31日	変更許可	平成27年 9月10日	変更許可
平成11年 4月20日	更新許可	令和3年 4月20日	更新許可

5. 積替え許可の有無 無
 市名 —

許可番号 —

複写禁止

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無